



2022年9月2日

各 位

会 社 名：新都ホールディングス株式会社
代表者名：代表取締役社長 鄧 明輝
(コード番号：2776 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 半田 紗弥
電 話 03-5980-7002

(訂正)「第三者割当による自己新株予約権(行使価額修正条項付)の処分に関するお知らせ」の
一部訂正について

2022年7月28日21時00分に開示した「第三者割当による自己新株予約権(行使価額修正条項付)の処分に関するお知らせ」について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正の理由

開示資料提出後に、処分先の保有方針及び行使制限措置に記載した当社新株予約権の発行時における払込期日の上場株式数が誤っていたことが判明したため。

2. 訂正の内容

6. 処分先の選定理由等

(訂正前)：

(3) 処分先の保有方針及び行使制限措置

第6回新株予約権の処分先である株式会社 Y. S. D 及び株式会社 共栄情報は、相互の事業シナジーと純投資とをバランス良く調整することを目標としており、短期的な売却に走るのではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却する旨を口頭で確認しております。特に、株式会社 Y. S. D につきましては、同社代表取締役である郝 振杰氏個人の資金を株式会社 Y. S. D へ貸付けることにより、同社が営む輸出入等の貿易事業に支障を来すことなく、かつ、株式取引状況を鑑みつつ売却する旨を口頭で確認しております。

また、処分先は第6回新株予約権につき行使するまでにおいて第三者への転売等の予定はなく、これを譲渡する場合は当社取締役会の承認が必要となります。その承認に際し、当社取締役会が譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、第6回新株予約権の保

有方針を確認のうえ、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る権利・義務につき譲受予定先が承継することを条件に、当社取締役会が検討判断することとなります。また、当社取締役会において第6回新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

なお、当社と処分先である株式会社 Y. S. D 及び株式会社 協栄情報との間で締結する新株予約権譲渡契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換または行使制限について過不足なく以下のような措置を講じております。

- ① 本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の発行時における払込期日の当社上場株式数（25,978,100株）の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を上記処分先に行わせないこと。

（訂正後）：

(3) 処分先の保有方針及び行使制限措置

第6回新株予約権の処分先である株式会社 Y. S. D 及び株式会社 共栄情報は、相互の事業シナジーと純投資とをバランス良く調整することを目標としており、短期的な売却に走るのではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却する旨を口頭で確認しております。特に、株式会社 Y. S. D につきましては、同社代表取締役である郝 振杰氏個人の資金を株式会社 Y. S. D へ貸付けることにより、同社が営む輸出入等の貿易事業に支障を来すことなく、かつ、株式取引状況を鑑みつつ売却する旨を口頭で確認しております。

また、処分先は第6回新株予約権につき行使するまでにおいて第三者への転売等の予定はなく、これを譲渡する場合は当社取締役会の承認が必要となります。その承認に際し、当社取締役会が譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、第6回新株予約権の保有方針を確認のうえ、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る権利・義務につき譲受予定先が承継することを条件に、当社取締役会が検討判断することとなります。また、当社取締役会において第6回新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

なお、当社と処分先である株式会社 Y. S. D 及び株式会社 協栄情報との間で締結する新株予約権譲渡契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換または行使制限について過不足なく以下のような措置を講じております。

- ① 本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の発行時における払込期日の当社上場株式数（17,447,000株）の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を上記処分先に行わせないこと。